

(令和4年度補正予算「日 ASEAN で活躍する起業家育成・ネットワークの構築事業」)
「日ASEAN友好協力50周年事業（ヤングビジネスリーダーズサミット
及びZ世代ビジネスリーダーズサミット）」に係る公募について

1. 事業趣旨・目的

ASEANと日本を取り巻く世界情勢は、コロナ禍の長期化に伴う各国経済の停滞と地政的な不確実性も相俟って緊迫化しており、先行きへの不透明性が高まっている。加えて、気候変動等の地球規模の社会課題や、急激な経済成長と都市化に伴う経済格差の広がり等、国内外の社会課題への対応の必要性が顕在化してきている。これらの共通課題への対応に向け、日本とASEAN諸国との二国間・多国間連携において、更に強固な連携体制を構築することへの重要性が高まってきている。

特に日ASEAN友好協力50周年となる2023年を契機として、将来を見据えた新しい時代の日ASEANの経済関係を共創していくことが重要である。昨年9月には、日ASEAN経済大臣会合にて、日本・ASEANの経済界と共に「日ASEAN経済共創ビジョン」を策定し、そのビジョンの内容を反映しつつ、政府として具体的に取り組むべきアクションプランを記載した「日ASEAN未来デザイン及び実行計画」を策定していくことを経済産業省より発表し、各国から歓迎されたところである。

また、上記の日ASEAN経済大臣会合では、具体的な取組として、①デジタル技術を活用したサプライチェーン高度化のユースケース組成、②次世代経営者・若手起業家のネットワークの形成、③社会課題解決型ビジネスの共創を進めていくことが表明された。

本事業では、上記3つのプロジェクトのうち、②次世代経営者・若手起業家のネットワークの形成を目的とする。具体的には、日本とASEANそれぞれにおいて、将来の各国の産業界・ビジネス界のリーダーとなることが期待される次世代経営者や若手起業家等、更にその次の世代を牽引するZ世代で活躍するビジネスパーソン等を対象として、両地域の将来を担う人材同士が、両地域における社会課題に関する議論・解決策の提言作成を共同で行うことにより、相互の理解・信頼関係の構築・強化を図る。

2. 業務内容

日アセアン経済産業協力委員会（AMEICC）より事務局（AMEICC事務局）を委任された一般財団法人海外産業人材育成協会（AOTS）から委託を受けて、本事業の受託者は、（1）～（3）の業務を実施する。具体的な実施内容、実施方法については、提案によるものとし、AMEICC事務局、経済産業省通商政策局アジア大洋州課及び独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）（以下、「AMEICC事務局等」という）と綿密に協議のうえで行う。

（1）ヤングビジネスリーダーズサミットの開催

ASEAN各国と日本において将来の産業界・ビジネス界のリーダーとなることが期待される次世代経営者や若手起業家を対象として、ヤングビジネスリーダーズサミットを開催する。

①実行委員会の開催

②で開催するヤングビジネスリーダーズサミットに関する意思決定を行う機関として日本及びASEANの経済界の主要人物等から成る実行委員会を設置・実施する。実行委員会のメンバーや各回の議題等については、AMEICC事務局等と協議のうえ決定すること。

(実施業務)

- ・ 日程調整、会場準備（ハイブリッド形式を予定）等
- ・ 議題調整、資料とりまとめ・配布
- ・ 資料作成

②ヤングビジネスリーダーズサミットの開催

1) 目的

日本とASEANにおける将来のビジネスリーダーとなることが期待される人材同士が、両地域における社会課題に関する議論・解決策の提言作成を共同で行うことにより、相互の理解・信頼関係の構築・強化を図る。

2) 成果物

社会課題解決に向けて作成された提言を日ASEAN特別首脳会合及び特別ビジネスサミット等の機会を活用して発信する。

3) 参加者

ASEAN・日本の以下のような次世代経営者及び若手起業家の合計40人程度（日本から10人程度、ASEANから30人程度を想定）

- ・ 起業家（上場済／上場直前の有カスタートアップ、社会起業家）
- ・ 有力企業経営者・次世代経営者（財閥、有力ファミリービジネス、地方名士企業等）
- ・ 政治家、官僚、研究者等のパブリックセクター・アカデミア

※具体的な参加者は実行委員会において決定する。

4) 実施業務

- ・ イベント内容の企画
 - ・ 成果物の作成に向けたテーマ設定、関連情報のリサーチ・提供
 - ・ 参加者用の議論用資料の準備
 - ・ 参加者による成果物の作成支援、成果物とりまとめ
 - ・ 写真及び動画によるイベントの記録・編集
 - ・ イベント実施レポートの作成・発信
 - ・ 会議運営、参加者の滞在サポート
 - ・ 参加者の会場までの交通手配支援
 - ・ 会場施設との各種調整
- ※サミット会場は軽井沢プリンスホテル ウェスト（長野県北佐久郡軽井沢町）とする。
- ・ その他、イベント実施に際して必要な業務

具体的なイベントの詳細・会議運営等についてはAMEICC事務局等と協議のうえ決定すること。

③エクスカージョンの企画・運営

ヤングビジネスリーダーズサミット参加者の中から希望者を対象に、日本の文化・産業等を体験するエクスカージョンを実施する。なお、エクスカージョンに係る旅費・滞在費等は各参加者の負担とする。具体的なエクスカージョンの詳細・運営等についてはAMEICC事務局等と協議のうえ決定すること。

(実施業務)

- ・エクスカージョン行先・体験内容等の企画
- ・参加者への案内、エクスカージョン参加希望とりまとめ、費用徴収
- ・参加者のアテンド、移動・滞在サポート等の運営全般

④サミット参加者によるコミュニティ形成・発展

サミット期間だけでなく、その前後を通じて付随的なイベントの実施やSNS等のオンライン上のグループの運営等を通じ、一過性イベントではなく参加者同士が継続的にコミュニケーション可能なコミュニティとしての発展を企図する。

具体的なコミュニティの在り方、付随的なイベントやSNSの活用等、コミュニケーション活性化のための方策については、AMEICC事務局等と協議のうえ実施することとする。

(2) Z世代ビジネスリーダーズサミットの開催

ASEAN各国と日本において将来のヤングビジネスリーダーとなり得るZ世代のビジネスパーソン等を対象として、Z世代ビジネスリーダーズサミットを開催する。

①実行委員会の開催

②で開催するZ世代ビジネスリーダーズサミットに関する意思決定を行う機関として日本及びASEANにおけるZ世代の主要人物や人材育成機関等から成る実行委員会を設置・実施する。実行委員会のメンバーや各回の議題等については、AMEICC事務局等と協議のうえ決定すること。

(実施業務)

- ・日程調整、会場準備（ハイブリッド形式を予定）等
- ・議題調整、資料とりまとめ・配布
- ・資料作成

②Z世代ビジネスリーダーズサミットの開催

1) 目的

日本とASEANにおける将来のビジネスリーダーとなることが期待されるZ世代の人材同士が、両地域における社会課題に関する議論・解決策の提言作成を共同で行うことによる

り、相互の理解・信頼関係の構築・強化を図る。

2) 成果物

社会課題解決に向けて作成された提言を日ASEAN特別首脳会合及び特別ビジネスサミット等の機会を活用して発信する。

3) 参加者

社会課題解決に対する関心の高い社会起業家、NPO、潜在的起業層、学生、企業幹部候補等、合計60人程度（日本から20人程度、ASEANから40人程度を想定）。

※具体的な参加者は実行委員会において決定する。

4) 実施業務

- イベント内容の企画
- 成果物の作成に向けたテーマ設定、関連情報のリサーチ・提供
- 参加者用の議論用資料の準備
- 参加者による成果物の作成支援、成果物とりまとめ
- 写真及び動画によるイベントの記録・編集
- イベント実施レポートの作成・発信
- 会議運営、参加者の滞在サポート
- 参加者の会場までの交通手配支援
- 会場施設との各種調整

※サミット会場は軽井沢プリンスホテル ウェスト（長野県北佐久郡軽井沢町）とする。

- その他、イベント実施に際して必要な業務

具体的なイベントの詳細・会議運営等についてはAMEICC事務局等と協議のうえ決定すること。

③プレ・イベントの実施

1) 目的

Z世代ビジネスリーダーズサミットに向けて、実行委員会メンバー及び参加者同士が事前に交流し、本番に向けた準備を進めることを目的としたプレ・イベントを2回実施する。

2) 形式・場所

日本1回、ASEAN1回の合計2回、対面とオンラインのハイブリッド形式で実施する。

④サミット参加者によるコミュニティ形成・発展

サミット期間だけでなく、その前後を通じて付随的なイベントの実施やSNS等のオンライン上のグループの運営等を通じ、一過性イベントではなく参加者同士が継続的にコミュニケーション可能なコミュニティとしての発展を企図する。

具体的なコミュニティの在り方、付随的なイベントやSNSの活用等、コミュニケーション活性化のための方策については、AMEICC事務局等と協議のうえ実施することとする。

(3) 事業報告書の作成

事業の実施内容について成果報告書（日・英）を作成する。作成にあたっては、実際の事業内容に基づいた具体性の高い報告書とし、著作権処理済みの写真・画像素材等を多用したビジュアルなものとする。

3. 留意事項

(1) 本事業は、日本とASEAN各国の政府・企業関係者と密に連絡を取る必要があるため、受託者においては、日本及びASEAN地域の双方におけるネットワークを有し、情報収集や連絡調整等の柔軟な対応ができることが望ましい。また、本事業の実施にあたっては、AMEICC事務局等ともよく連携すること。

(2) 事業の進捗状況については、原則1か月に2回以上、AMEICC事務局等からの指示に応じて適宜報告を行うこと。

(3) 参加者の費用負担について

<原則主催者側負担>

- ヤングビジネスリーダーズサミット及びZ世代ビジネスリーダーズサミットの公式日程期間中の参加者の宿泊費・食費等
- Z世代ビジネスリーダーズサミット参加者の会場までの交通費
- Z世代ビジネスリーダーズサミットのプレ・イベント参加者の会場までの交通費・宿泊費

<原則参加者負担>

- ヤングビジネスリーダーズサミット参加者の会場までの交通費
- ヤングビジネスリーダーズサミットのエクスカージョンに係る費用（交通費、宿泊費、食費、その他一切の費用）

※その他の費用負担の在り方については、随時AMEICC事務局等と協議すること。

4. 成果物

(1) 以下の事項を含んだ事業報告書（日・英）：

- ・ ヤングビジネスリーダーズサミット開催報告（実施概要等）
- ・ Z世代ビジネスリーダーズサミット開催報告（実施概要等）
- ・ 2. の（1）（2）で使用した資料及び結果概要（写真・動画データ等を含む）

(2) 納品形態：電子媒体

(3) 提出期限：2024年2月29日（木）

(4) 提出場所：以下の①、②が指定するデータ送付方法及び送付先に従って、それぞれに対して提出すること。また、適宜求めに応じ、印刷物も納入すること。

- ① (一財) 海外産業人材育成協会
経済連携推進部AMEICC事務局支援グループ
東京都足立区千住東1-30-1
TEL : 03-3888-8213
- ② 経済産業省通商政策局アジア大洋州課
東京都千代田区霞が関1-3-1
TEL : 03-3501-1953

5. 契約要件

- (1) 契約形態：準委任契約
- (2) 契約方法：概算契約
- (3) 採択件数：1件
- (4) 契約期間：契約日（2023年6月下旬頃予定）より2024年2月29日までとする。
- (5) 予算規模：120,000,000円（消費税を含む）を上限とする。なお、最終的な実施内容、契約金額については、採択された企画提案を確認・調整した上で決定することとする。なお、受託者は、委託業務の全てを、第三者に委託すること（請負その他委託の形式を問わず、委託業務の一部を第三者に委託すること。以下、再委託。）はできない。また、一般管理費の算定は、再委託費を除いた直接費に一般管理費率を乗じて行い、一般管理費率は10%を上限とする。
- (6) 契約者：一般財団法人海外産業人材育成協会（AOTS）
- (7) 支払い：契約終了時に受託者より提出される実績報告書及び本業務に要した経費の証憑に基づき、原則として経済産業省委託事業事務処理マニュアルに従い現地調査を行って支払額を確定し、精算払いする（円貨により銀行振込）。なお、支払額は、契約金額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計であるため、全ての支出において帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となる。これを満たさない支出については、支払額の対象外となる可能性もある。

6. 応募資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領（平成15・01・29会課第1号）別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。
- (3) 本業務を的確に遂行するに足る組織・体制及び人員等を有していること。
- (4) 本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理

能力を有していること。

- (5) 日本に法人格を有するものであること。
- (6) 2023年5月において有効な、国の各省各庁における競争参加者資格審査により、役務提供等（調査・研究）の「C」の等級又はそれ以上の等級に格付けされている競争参加資格を有する者であること。
- (7) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者ではないこと（手続き開始の決定後、再認定を受けている者を除く）。

7. 参加意思表示及び質疑

(1) 参加意思表示

本企画競争への参加を希望する場合は、2023年5月30日（火）午後3時【必着】までに公募申請書をE-mail添付で送付して参加意思を表明すること。

(2) 質疑

質疑受付期限： 2023年5月30日（火）午後3時【必着】

質疑受付方法： E-mail で受け付ける

質疑回答： 受け付けたすべての質問については、2023年6月1日（木）午後4時までに、公募への参加の意思表示をされた方にE-mailにて開示する。

8. 応募方法

本公募要領を熟読の上、上記6. の応募資格を満たしていることを確認し、2023年6月7日（水）午後4時まで【必着】に、下記9. の応募書類をAOTSの大容量ファイル受送信システムを使用して提出すること。（送信方法については個別に案内する。）

応募書類の宛先：

一般財団法人海外産業人材育成協会

経済連携推進部AMEICC事務局支援グループ

担当： 鮎合、上井

E-mail： kobo-amcshien-wc@aots.jp

9. 応募書類

(1) 公募申請書

(2) 企画提案書

①様式第1 業務従事予定者の経歴、職歴、資格

②様式第2 類似業務経験

③様式第3 業務支援体制

④様式第4 作業計画・要員計画

⑤様式第5 受託業務費見積書

- (3) 会社概要（事業概要）書
- (4) 直近3年分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）（企業の単体ベース。ただし、連結がある場合には、連結決算書も併せて提出）
- (5) 登記簿謄本（履歴事項全部証明書／3ヶ月以内のもの）
- (6) 2023年5月において有効な国の各省各庁における資格審査結果通知書(全省庁統一資格)
※（１）、（２）は、所定の様式（当協会HPの本企画競争公告よりダウンロード可）

10. 審査方法

- (1) 提出された応募書類に基づき、企画競争方式による審査を行う。審査は、提出書類に基づく書面審査によるが、場合によりヒアリング等を行うこともある。

審査項目：

- ・提案内容（提案内容の妥当性・独創性、実施方法の妥当性・独創性）
- ・組織の経験・能力（類似業務の経験、業務実施能力）
- ・業務従事者の知識・経験（本業務分野に関する知識、業務歴）

- (2) 審査結果（採択又は不採択の決定）は、速やかに通知するものとする。なお、採択・不採択の理由等個別の問い合わせについては応じられない。
- (3) 応募書類に記載された情報については、審査、管理、確定、精算、政策効果検証といった一連の業務遂行のためにのみ利用する。なお、提出書類は返却しないので、留意すること。

11. 問い合わせ先

一般財団法人海外産業人材育成協会（AOTS）
経済連携推進部 AMEICC事務局支援グループ
E-mail: kobo-amcshien-wc@aots.jp

※本件に関する問い合わせは、E-mailにて受け付ける。